

1 基本方針

(1) 「地域包括ケアの推進」

高齢者が安心して生活できるよう、地域包括支援センターが地域の実情を踏まえつつ、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の確立に向けた取り組みを進め、地域における様々な資源を活用し、高齢者に対し包括的かつ継続的に支援を行います。

(2) 「認知症高齢者対策の推進」

認知症になっても安心して生活できるよう、地域包括支援センターに配置された認知症コーディネーターが中心となり、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに地域での見守り体制を強化します。また、認知症高齢者の早期発見・早期対応のために医療機関とも連携しながら身近な地域での支援体制を整備するなど、認知症にやさしい地域の実現を目指します。

(3) 「高齢者等の権利擁護の推進」

高齢者虐待や権利擁護、消費生活等の相談に応じ、個々の事例の解決を図りながら、高齢者が尊厳をもって生きることのできる社会の実現を目指します。

また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に対応できるよう、市民を含めた後見人を中心とした支援体制の構築に努めます。

(4) 「介護保険制度の適正運営の推進」

介護保険制度の安定的運営を確保するため、公平・公正な要介護認定や保険財政の健全運営など効率的でかつ適正な制度運営に努めます。

また、介護保険制度の定着とともに、サービス利用者からの相談や処遇困難事例も増加しています。介護保険サービスの質の向上や適正化を推進するため、情報の開示を含め介護支援専門員への支援、介護サービス事業者の指導、健全育成の施策を講じます。

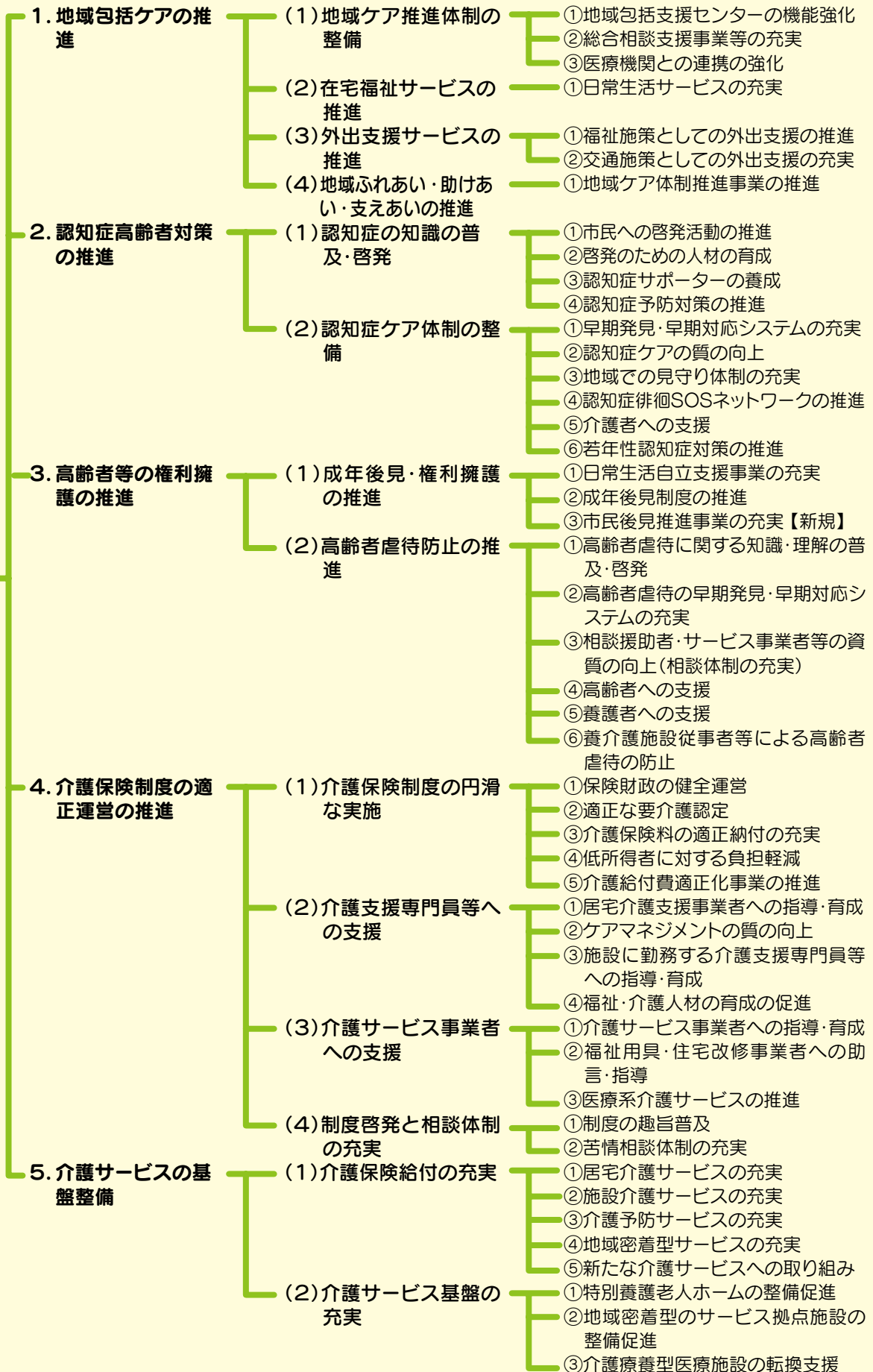
(5) 「介護サービスの基盤整備」

要支援・要介護高齢者やその家族等にとって必要な介護予防及び居宅・施設介護サービスを充実するため、民間事業者の参入や取り組みを支援しながら、介護サービスの基盤整備に努めます。特に、高齢者が住み慣れた地域で利用する地域密着型サービスの整備を推進します。

2 施策の体系

4. 「一人ひとりの個性や尊厳、自立を支える地域社会づくり」の体系

一人ひとりの個性や尊厳、自立を支える地域社会づくり



3 個別施策

1 地域包括ケアの推進

(1) 地域ケア推進体制の整備

① 地域包括支援センターの機能強化

国では、高齢者のニーズや状態の変化に応じて介護保険などの公的なサービスに加え、住まいや医療、介護予防、生活支援サービスなどが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の確立を目指しています。さらに地域住民による助け合いの仕組みづくりも求められています。これまでも市内 32 カ所に設置した地域包括支援センターが、医療機関をはじめ各種関係機関との連携を図りながらサービスをコーディネートしたり、地域住民とともに支援が必要な高齢者にネットワークを構築してきました。今後、地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核的機関として、これまでの取り組みを一層充実させるよう支援します。(地域包括支援センター一覧 → P83)

ア 住民参加の啓発

地域と一体となり、積極的に地域における協力や連携体制が構築できるよう、地域住民をはじめ、地域の関係者や老人クラブ等に対し、説明会等を通じて動機付けのための支援を行います。このことにより、住民参加による地域力向上につなげ、地域包括ケアのより一層の効果的、効率的な推進を図ります。

イ 地域ケア会議の開催

地域の民生委員や住民ボランティア等も含めた「地域ケア会議」を地域包括支援センターごとに開催し、地域における多様な社会資源の調整を行うとともに、解決困難な問題や地域における課題について解決策を検討します。具体的には、地域のニーズに合った新たなサービスの構築や、広域的な支援体制の整備を図るなど、地域の特性を踏まえた事業の計画・実施を行います。

ウ 地域の関係機関との連携強化

地域包括支援センターの地域ケアコーディネーターが中心となり、支援が必要な高齢者を地域全体で支えるため、地域にある医療機関や自治会などの関係機関や団体をつなぐネットワークの構築を行います。また、地域包括支援センターがネットワークを円滑に構築できるよう、市医師会や自治振興連絡協議会、民生委員児童委員協議会等とも連携しながら環境整備に努めます。

Ⅱ 職員の資質の向上

地域の高齢者の状況把握や地域の様々な社会資源や関係機関との連携によるネットワークの構築に向け、専門職として更なる知識の習得や技術の向上を図ります。また、地域包括ケアの中核機関としての機能が十分発揮でき、実効性のあるケア体制づくりに取り組めるよう、人材育成研修等の実施に努めます。

② 総合相談支援事業等の充実

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、総合相談窓口を設置し、どのような支援が必要かを把握した上で適切なサービスや機関、または制度の利用につなげていきます。

地域住民や民生委員等から寄せられる相談は年々増加しており、相談内容も介護保険に関するもののほか、認知症や高齢者虐待、権利擁護、生活困窮、悪質商法など多岐にわたっています。このため、地域の民生委員や関係機関との連携を強化し、地域での相談会を開催することで早期に解決できるよう努めます。特に、対処が困難な事例についても、研修会等により職員の質の向上を図り積極的に取り組めるよう支援します。

さらに、地域包括支援センターと介護保険施設や医療機関が連携しながら、高齢者の在宅復帰を支援し、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう、地域における総合的なケア体制を整備します。

③ 医療機関との連携の強化

入院から退院までの平均在院日数の短縮により、医療依存度の高い患者が在宅に戻る件数が今後増えていくことが予測されます。医療が必要な高齢者が少しでも長く在宅生活を継続することができるよう、地域包括支援センターやケアマネジャーが医療機関との連携が図れる体制づくりに取り組みます。

また、訪問看護への理解不足から、訪問看護が必要な高齢者に対し、サービスが十分に提供されていない現状にあります。今後、必要な人に訪問看護が提供されるよう、医療機関の医師や看護師、ケアマネジャー、介護従事者等の連携を強化するとともに、退院時カンファレンスやサービス担当者会議の場を利用して、訪問看護の意義や必要性について理解を深め、利用を推進します。

(2) 在宅福祉サービスの推進

① 日常生活サービスの充実

在宅において、何らかの援護が必要なひとり暮らし高齢者や、高齢者世帯、ねたきり高齢者並びにその家族などに、必要とされる介護予防・生活支援のためのサービスを提供し、高齢者の自立と生活の質の確保を図ります。

ア「食」の自立支援事業の充実

在宅のひとり暮らし高齢者等に訪問による課題分析（アセスメント）を行ったうえ、栄養のバランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して昼食や夕食を提供するとともに安否確認も行き、自立と生活の質の確保を図ります。

イ 緊急通報装置設置事業の充実

在宅の病弱なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し緊急通報装置を貸与し、定期的・日常的な安否確認により精神的な不安と孤独感の解消を図ります。

ウ 高齢者福祉電話設置事業の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など地域社会との交流に乏しい高齢者を対象に福祉電話を設置し、高齢者の孤独感を解消するとともに、関係機関及び地域住民の協力を得て、安否の確認等を行います。

エ 寝具洗濯乾燥消毒事業の充実

65歳以上のひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者に対し、高齢者が使用している寝具類を洗濯乾燥等し、保健衛生の向上を図ります。

オ おむつ支給事業の充実

65歳以上のねたきり高齢者等、在宅で常時おむつを必要とする方に対し、おむつ引換券等を交付し、おむつを定期的に支給することにより、介護者の労苦と経済的負担の軽減を図ります。

カ 日常生活用具給付事業の充実

ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活に便宜を図っていただくため、自動消火器、火災警報器、電磁調理器を給付します。

キ 生きがい対応型デイサービス事業の充実

要介護認定において「自立」と認定された高齢者で、家に閉じこもりがちな人に対し、生きがい活動援助員を配置し、利用者のニーズ及び身体状況に応じて日常生活動作訓練から趣味教室などのきめ細かな各種サービスを提供し、生きがいのある生活を営むことにより要介護状態への移行の防止に努めます。

ク 徘徊高齢者探索サービス事業の充実

在宅で徘徊行動のある認知症高齢者を介護している方に位置情報端末機を貸与し、高齢者の居場所の情報をパソコン等から取り出せるようにすることにより、徘徊高齢者の早期保護と介護家族の負担の軽減を図ります。

ケ 介護手当事業の充実

介護者の労をねぎらうとともに、経済的支援を図るため、在宅の認知症やねたきり高齢者などを常時介護する方を対象に、介護手当を支給します。

コ 軽度生活援助事業の充実

ひとり暮らし高齢者等の生活を支援するため、ホームヘルプサービスの対象とならない軽易な日常生活上の援助サービスを提供します。

サ 高齢福祉推進員事業の充実

ひとり暮らしの高齢者が、地域で安心して生活できるよう地域ぐるみの支援体制により孤独感の解消と不慮の事故の防止に努めます。

シ 自立支援サービス事業の充実

要介護認定において「自立」と認定され、介護サービスの対象とならない方の内、自立した生活のために何らかの援助が必要な方に対し、ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイといった在宅サービスを提供します。

(3) 外出支援サービスの推進

高齢者や体の不自由な方々の移動を容易にし、より豊かな社会を実現していくために輸送手段の整備は重要です。鉄道やバスなどの公共交通機関でのバリアフリー化やおでかけ定期券事業などを推進するとともに、ドアからドアへの個別輸送手段を充実し、高齢者の方々が、気軽に外出できるよう支援します。

① 福祉施策としての外出支援の推進

在宅において、要介護状態等により、日常的に車椅子を利用している方等で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、通院等乗降介助を行う事業者の育成や社会福祉協議会に委託している移送サービスの充実を図ります。

また、民間タクシー会社のタクシーを利用した外出支援タクシー券（おでかけタクシー券）事業を行い、要介護高齢者の外出や社会参加を支援します。さらに、NPO法人等による※福祉有償運送を支援していきます。

② 交通施策としての外出支援の充実

路線バス等を利用して富山市中心市街地での買い物など、気軽に楽しんでもらえるよう「おでかけ定期券」による外出支援サービスを提供し、高齢者の生活の質の確保を図ります。

(4) 地域ふれあい・助けあい・支えあいの推進

① 地域ケア体制推進事業の推進

地域に住む高齢者が安心して在宅生活が送れるよう、地域包括支援センターが連絡調整し、地域住民と共に高齢者の介護予防・自立支援を推進するなど地域ケア体制を推進します。

ア 要援護高齢者地域支援ネットワーク事業

介護保険施設と在宅の狭間にいる高齢者等、一人の援護を要する人を中心に、その人が住む地域の人達（友人、知人、ご近所、弁当屋さん等）でネットワークをつくることで、地域の要援護高齢者を支援します。また、住民同士が互助的に関わることで解決する課題も多いことから互助・共助を啓発するとともにネットワークの核となるリーダーを支援します。

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
要援護高齢者地域支援ネットワーク数	820 ネット	860 ネット

イ 介護ボランティアの育成・支援事業

地域の要援護高齢者等のボランティアニーズを把握し、社会福祉協議会等とも連携して、ボランティアを必要としている人とボランティア活動に参加したい人を効果的に結びつけ、ボランティア活動をしやすい仕組みを整えます。

ウ 介護予防・福祉情報の提供事業

高齢者が地域で生活するために必要な医療や福祉サービスなど地域の福祉情報を提供します。また、今後認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が予測されることから、地域の特性やニーズを把握した上で、地域に必要な介護予防のための情報やボランティア情報など、生活に密着した社会資源を分かりやすく提供します。

エ 介護予防ふれあいサークル事業

高齢者が要支援・要介護状態になっても、人とふれあい、豊かに生きることができるよう、身近な場所で参加できる介護予防ふれあいサークル活動を推進します。

また、サークル活動を通じ地域や隣近所のつながりを深め、要援護高齢者が地域で見守られながら介護予防に取り組めるよう、サークルの育成を支援します。

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
介護予防ふれあいサークル数	790 サークル	835 サークル

2 認知症高齢者対策の推進

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれ全国では平成 27 年には 250 万人になると推測されています。市でも平成 23 年 3 月末の「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ a 以上の高齢者数は 8,658 人で今後も増加が見込まれ、平成 27 年には 9,944 人、平成 37 年には 10,335 になると推測されています。

市では、認知症になっても尊厳をもって、安心して生活できる地域社会をつくるため、認知症の正しい知識の普及啓発、認知症ケア体制の整備などの施策を講じます。

(1) 認知症の知識の普及・啓発

① 市民への啓発活動の推進

広く市民へ認知症の理解を広げるために、地域での説明会の開催や※世界アルツハイマーデーのある9月を認知症月間とし、講演会などの啓発活動を行い、認知症を自分の問題、地域の問題として考える意識を高めます。

② 啓発のための人材の育成

認知症に関する正しい理解の普及を促進し、認知症の人やその家族等を支えるため、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を市民に伝える講師役である「※認知症キャラバン・メイト」を養成し、その活動を支援します。

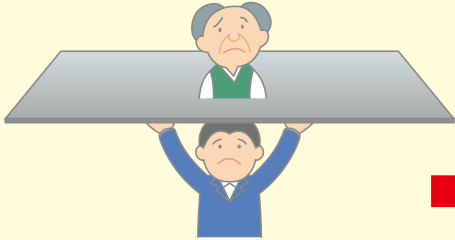
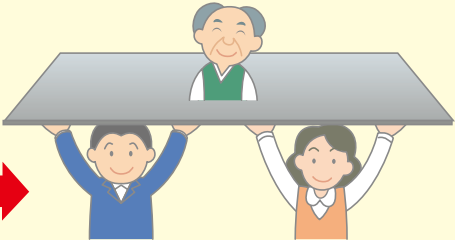
	平成 23 年度実績 (見込み)	平成 26 年度目標
キャラバン・メイト数	255 人	350 人 (78 地区毎に 4 人以上)

③ 認知症サポーターの養成

認知症キャラバン・メイトが地域住民や企業、学校等を対象に行う「認知症サポーター養成講座」の開催を支援し、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成します。

特に、小学校や中学校ともタイアップし、「認知症サポーター講座」を開催し、学生の頃から思いやりのある人間性豊かな人格の育成を図ります。

さらに認知症サポーターが地域で役割を持てるよう、支援体制を整えます。

	平成 23 年度実績 (見込み)	平成 26 年度目標
認知症サポーター数	約 13,500 人 1 人の認知症高齢者を 1 人の認知症サポーターが支える 認知症高齢者  認知症サポーター	約 21,000 人 1 人の認知症高齢者を 2 人の認知症サポーターが支える 認知症高齢者  認知症サポーター

④ 認知症予防対策の推進

認知症の予防方法は未だ十分に確立していませんが、講演会や地域説明会等を開催し、認知症予防のための知識の普及・啓発に努めます。

	平成 23 年度実績 (見込み)	平成 26 年度目標
認知症地域説明会開催数	130 回	160 回

(2) 認知症ケア体制の整備

① 早期発見・早期対応システムの充実

認知症高齢者を早期に発見し、早期に対応していくために、地域へ認知症医療についての情報提供を行うだけでなく、富山市医師会と連携し、かかりつけ医における認知症の正しい理解の推進を図ることで認知症の早期発見に努め、専門医につながる体制を整えます。

また、かかりつけ医との連携を図り、早期発見につなげるとともに、すでに認知症と診断された方についても身近な地域で継続的に支援する体制を整えます。

さらに、地域包括支援センターに配置されている認知症コーディネーターを中心に認知症疾患医療センターや認知症サポート医との連携を強化し、地域における医療と介護の連携を含めた地域包括ケアの体制を整えます。

② 認知症ケアの質の向上

認知症ケアについての実践方法を習得するために、ケアマネジャーやサービス事業所等に対し、認知症ケア理論を用いた、基礎研修会を開催します。

さらに、研修会等を開催する際には、認知症介護の知識と技術を身につけている「認知症介護指導者養成講座」の修了者等と連携をとり、研修会等を開催する際に協力を得られるようネットワークをつくります。

また、介護負担感や要介護度の変化からケアの質を評価・分析し、認知症ケアの質の向上を図ります。

③ 地域での見守り体制の充実

認知症の介護は、介護保険サービス等のフォーマルサービスだけでは支えきれず、地域の理解と支えあいが必要になってきます。

地域包括支援センターの認知症コーディネーターが中心となって認知症の方を地域で見守るネットワークの構築を進めます。

また、認知症サポーターの養成をはじめ、自治振興会や民生委員児童委員等の地域の団体や公共交通機関等の民間企業など、認知症の方をやさしく地域で見守り支援していただく「認知症高齢者見守りネットワーク協力団体」を増やします。

さらに、消防や警察等の関係機関との連携の推進を図り、市全体で認知症対策に取り組むためのネットワークを強化します。

	平成 23 年度実績(見込み)	平成 26 年度目標
認知症高齢者見守りネットワーク数	315 ネット	360 ネット (徘徊等の疑いのある高齢者に対しネットワークを構築)
認知症高齢者見守りネットワーク協力団体登録数	578 団体	674 団体

4 認知症徘徊SOSネットワークの推進

認知症高齢者の増加に伴って、徘徊のおそれのある高齢者の増加も予測されます。このことから、認知症高齢者の徘徊による事故等を未然に防ぐため、「認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル」への登録を推進します。また、徘徊発生時に可能な範囲で捜索に協力していただく地域の商店やコンビニ、企業や各種団体等へ「認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル協力団体」の登録を推進し、徘徊があっても市民の支援を受けながら、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

さらに、地域包括支援センターが中心となり、地域住民とともに「認知症高齢者徘徊SOSネットワーク推進会議」を開催し、徘徊高齢者への対策について地域で話し合い、支える住民ネットワークの構築を支援します。

	平成 23 年度実績（見込み）	平成 26 年度目標
認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル利用登録者数	368 人	475 人
認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル協力団体数	462 団体	539 団体

5 介護者への支援

認知症の介護は精神的にも身体的にも負担が多く、介護疲れから高齢者虐待を引き起こす場合も多いため、ケアマネジャーやサービス事業者は介護負担感の軽減を図るケアマネジメントを徹底し、早期対応ができる体制を整えます。

また、身近な相談機関として、地域包括支援センターの相談窓口を充実させ、介護者が孤立しないよう、地域での見守りネットワークの構築を進め、家族へのサポート体制の充実を図ります。

6 若年性認知症対策の推進

若年性認知症は、働き盛りで発症すると、本人や家族の衝撃や不安は大きく、発症した年齢や性別、職場環境、家庭環境によってニーズも違うため、若年性認知症者の状況について実態を把握し、個々に応じたサポートが必要です。

地域包括支援センターが中心となって、本人や家族を支援するネットワークづくりを図り、一人ひとりの状態や変化に応じ、介護・福祉等の支援施策が適切に活用できるよう支援します。

また、若年性認知症の早期発見・早期対応を図るため、若年性認知症に関する理解の普及、早期診断の重要性、雇用継続や就労の支援、障害者サービスの活用等、発症後の支援策及び相談窓口の周知等について広く啓発します。

さらに、関係機関と連携をとりながら、若年性認知症の方とその家族が地域で安心して生活できる環境を整えます。

3 高齢者等の権利擁護の推進

(1) 成年後見・権利擁護の推進

① 日常生活自立支援事業の充実

日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）は認知症高齢者や知的障害または精神障害のある方のうち、判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことで、地域において自立した生活が送れるように支援することを目的としています。実際には、利用者の意思決定に基づく支援計画に沿って、生活支援員が日常的な金銭管理や福祉サービスの利用手続き等の具体的な支援を行います。

この制度の活用のため、地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携し、各種の広報媒体を利用して、さらなる制度の周知や利用促進につなげていきます。

② 成年後見制度の推進

成年後見制度は、認知症や知的障害または精神障害等により判断能力の不十分な方に対し、家庭裁判所が選任した後見人等が本人に代わって財産管理や介護・福祉サービスの利用契約を行うことで、本人の権利と財産を守る制度です。

2000年の制度施行以来、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加も影響して申立件数は飛躍的に増加しています。しかし、成年後見制度の利用を必要としている高齢者や障害者の方が大勢いる中で、実際の利用につながっている人は極めて少ないと推測されます。

その原因として、申立手続きの煩雑さや費用負担の大きさなどから本人や家族が利用に踏み切れない、申立てのできる身寄りがない、申立てをしても後見人への報酬を支払う資力がないために断念するといった状況が考えられます。そのため、申立て費用や報酬費用の助成のほか、地域包括支援センターをはじめ関係各所と連携を図りながら、相談や申立て支援を総合的に進める体制を充実させます。

また、市民の成年後見制度に関する情報や知識を普及させるため、パンフレットの作成や出前講座などの広報活動を積極的に実施し、成年後見制度の活用を促進します。

③ 市民後見推進事業の充実（新規）

認知症やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、後見人になってくれる親族がいない方々が増加しており、今後、親族ではない第三者の後見人への需要は、一層増大することが見込まれます。このことから、弁護士や社会福祉士などの専門職の第三者後見人だけでなく、法律や福祉の知識を備えた市民の後見人を養成し、後見人の担い手不足を解消し、地域に密着した支援体制の構築に努めます。

(2) 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止法にもとづき、高齢者を※虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送るといった「権利擁護」の視点から高齢者虐待の相談に応じます。

① 高齢者虐待に関する知識・理解の普及・啓発

市民一人ひとりが高齢者虐待に対する認識を深めることが、高齢者虐待を防ぐ第一歩となります。

そのため、家庭内での権利意識の啓発や認知症に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、適切な介護保険サービスの利用などによる介護負担感を軽減することが重要です。地域包括支援センターが中心となり啓発活動に努めることにより、市民および関係機関に通報（努力）義務の周知を図るとともに、地域住民が高齢者虐待に対する正しい知識や理解をもつことで、虐待を発生させない地域づくりを目指します。

② 高齢者虐待の早期発見・早期対応システムの充実

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、支援することが大切です。

日常的な身近な相談は、一次相談で市の相談窓口や地域包括支援センターで実施していくとともに、高齢者虐待を発見しやすい民生委員等の地域の関係者や保健医療福祉関係機関との連携体制を構築して、通報体制の周知を図り、虐待を未然に防止するとともに早期に発見し、対応できる仕組みを整えます。

③ 相談援助者・サービス事業者等の資質の向上（相談体制の充実）

高齢者虐待の相談は、複雑な要因が絡み合っていることが多く、その対応も高度な相談援助技術が必要です。

そのため、高齢者虐待の相談援助者に対して、事例への支援やアプローチに関する知識を深めるため、社会福祉援助技術を中心とした研修を行い、虐待事例に積極的に取り組めるよう相談援助者の専門性や資質の向上に努めます。

また、高齢者虐待は、家族の長いライフサイクルの中で生じた家族関係の問題として起こることも多く、容易に解決には結びつきません。困難な事例は精神科医師、弁護士等の専門家チームで構成された高齢者虐待防止ネットワークチーム委員による二次相談を開催し、専門家から助言を受け、問題解決を図る一方で、相談援助者が疲れてしまわないように相談援助者へのメンタルヘルス等の支援を行います。

④ 高齢者への支援

高齢者は無視され続けたり、暴力を受けたりすることにより、高齢者が本来持っている生きる力と自信を失ってしまうことから、無気力状態となっている高齢者の心理状態を理解するとともに、失っている自信等を引き出す関わりを行い、本人の自己決定を支援します。家族から身体的虐待を受け、生命の危険がある等の理由により、分離して介護保険施設等に入所する必要があるが、家族に年金を詐取されており利用料が支払えない、家族の意思によりサービスを利用させない等の扱いを受けている高齢者等に対し、市が必要に応じ、成年後見制度利用支援事業等の活用により適切な介護サービス等を提供する等の支援を行います。

5 養護者への支援

高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています。

養護者への支援は、虐待の解消と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて適切に行っていく必要があります。

虐待を行っている養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えている場合には、養護者支援に取り組み、適切な機関につなぐ等、関係機関と連携を図りながら虐待が解消するように努めます。

6 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護サービス業務の従事者による高齢者虐待防止についても規定されています。

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自身が意識を高めて実践につなげることが重要であるため、養介護施設従事者等を対象とした研修会を開催し、養介護施設従事者の資質の向上を図っていきます。



4 介護保険制度の適正運営の推進

(1) 介護保険制度の円滑な実施

1 保険財政の健全運営

介護保険制度の定着とともに、介護サービスの利用者も増加しており、適正な介護サービスの基盤整備と適切な介護保険料の設定を行います。

2 適正な要介護認定

介護保険制度の安定運営のため、公平・公正で迅速な要介護認定が行えるように、介護認定審査会委員や認定調査員の研修を行うなど、資質の向上に努めます。また、増加する認定対象者に対応するため、認定審査会の増設や直営での認定調査のあり方等について、検討・改善に努めます。

3 介護保険料の適正納付の充実

保険料収納率向上のため、新たに第1号被保険者（65歳）になられた方に対して口座振替の促進を図るとともに、専任の収納推進員を配置し、迅速かつ適正な収納の確保に努めます。

4 低所得者に対する負担軽減

保険料負担については、低所得者の負担軽減を図るため、第4期に引き続き、保険料率を低く設定するとともに新たな負担軽減措置の導入を検討します。申請に基づく市独自の減免制度についても引き続き実施します。

また、利用者負担については、低所得者の負担軽減を図るため、短期入所を含む介護保険施設入所に要する居住費・食費を保険給付する補足給付や、社会福祉法人による減額制度を引き続き実施します。

5 介護給付費適正化事業の推進

介護給付費の適正な支給を図るため、介護サービス利用者等への情報の提供に努めるとともに、サービス事業者に対してサービスの質の向上、介護支援専門員に対するケアプラン指導及び助言、住宅改修の事前審査、保険者としての立入調査を行うなど、不適正な事例が発生しないように努めます。

(2) 介護支援専門員等への支援

① 居宅介護支援事業者への指導・育成

多様化するニーズに対応し、質の高い介護サービスの提供が求められる中で、介護支援専門員の資質・専門性の向上を図るため、資格の更新制の導入や、ケアマネジメントの提供に関して責任を明確にするために、担当介護支援専門員を事前登録することが義務付けられています。

そのような中で、居宅介護支援事業者に対しても、公平・中立的なケアマネジメントが提供できるよう助言・指導を行い、資質の向上、知識・技術の習得が図られるよう情報提供や研修会等を実施します。

② ケアマネジメントの質の向上

利用者の自立支援とQOLの向上を目指して、保健・医療・福祉の専門家からなるケアプラン指導研修チーム委員を中心に介護支援専門員の個別指導、居宅介護支援事業所への巡回指導、公開講座、ケアマネジャー研修会等を開催し、介護支援専門員のケアプラン及びそれに基づく介護サービスの質的な向上を図っていきます。

また、地域包括支援センター主任介護支援専門員を中心としたケアプランの検証や巡回指導等を通して介護支援専門員が、地域包括支援センターの主任介護支援専門員から直接スーパービジョンを受け、介護支援専門員の抱える問題を地域で解決できる体制づくりに努めていきます。

介護保険制度は、利用者主体の制度ですが、利用者は、介護保険制度や自分のプランの内容を理解していなかったり、サービスの利用により自分の生活がどのように変化してきたのか把握していないことがあるため、利用者や被保険者に対し介護保険制度やケアプラン等に対する啓発活動に努めていきます。

	平成 23 年度実績 (見込み)	平成 26 年度目標
ケアプラン指導研修事業参加者数	延 330 人	延 400 人

③ 施設に勤務する介護支援専門員等への指導・育成

利用者の自立支援、QOLの向上を目指したケアプランを作成するために施設に勤務する介護支援専門員も含めた事例検討会の開催や、保健・医療・福祉の関係機関や介護サービス事業者等の地域サービス提供者間のネットワークづくりなどを支援していきます。

さらに、施設サービスの質を高めるために、まず、施設職員の仕事の状況を把握し、職員間の知識や技術を共有する仕組みづくりを図っていきます。また、職員に対して助言、不安感や悩みに寄り添い解決できるスーパーバイザーの育成を進めていきます。

④ 福祉・介護人材の育成の促進

近年は、福祉・介護職は労働環境の厳しさから介護職を目指す学生の減少や離職者の増加など、人材の確保や定着が喫緊の課題となっています。

このことから、新たに介護人材の育成を行うため、市内の介護保険事業所等の理解を得ながら、介護福祉士養成校や、介護保険事業所、介護福祉士会等の職能団体からなる、介護人材育成ワーキングを開催し、富山市全体として介護職の人材育成のあり方や、介護人材の確保と質の担保のあり方について検討します。

(3) 介護サービス事業者への支援

① 介護サービス事業者への指導・育成

介護サービス利用者に質の高いサービスが提供されるよう、介護サービス事業者に対して各種研修会や実地指導を実施します。

また、介護サービス利用者が適切に介護サービスを選択することが可能となるよう、全ての介護サービス事業者に介護サービスの内容や運営状況に関する情報公開及び第三者評価制度の実施促進を支援するなど、適正な事業運営の推進を図ります。

② 福祉用具・住宅改修事業者への助言・指導

福祉用具・住宅改修相談等に努めることにより、利用者への情報提供を行い、日常生活の自立を支援します。

また、事業者が自らのスキルアップや効果的な住宅改修等を図るため実施する研修会等の支援をしていきます。

③ 医療系介護サービスの推進

療養病床の再編成や超高齢社会の進行により、今後、重度の在宅療養者が増加することが予想されることから、地域で支える在宅医療の基盤整備が必要になっています。このような中で、介護保険においても、住み慣れた地域で在宅生活を維持できるよう、訪問看護など医療系サービスを円滑に利用できる体制づくりを進めます。



(4) 制度啓発と相談体制の充実

① 制度の趣旨普及

市広報、ホームページ、パンフレット、被保険者や介護保険料納入通知書送付の際に同封するリーフレット、介護保険サービス事業者ガイドブック、出前講座等を活用しながら、各種情報の提供に努め、制度の趣旨普及を図ります。

また、介護保険制度の周知のためのガイドブックについては、高齢者保健福祉施策の総合的な情報提供が可能となるよう、見直しを図ります。

② 苦情相談体制の充実

介護保険に関する相談や苦情処理については、地域包括支援センター、介護保険課、総合行政センター、保健福祉センター等で対応しており、さらにその充実に努めます。

また、介護施設を訪問し、本人や家族から、介護サービスについての不満や悩みを聞いたり、相談に応じている介護相談員派遣事業の充実に努めます。

～介護相談員派遣事業～

介護サービスを利用しておられる皆様が、安心して快適な生活を送れるよう、また施設においてよりよいサービスが受けられるよう、「介護相談員」が皆様からの相談をお受けします。

「介護相談員」は、利用者の皆様やご家族から、困っていること、悩んでいること、施設にお願いしたいことなどお聞きして、その内容をサービス提供事業者にお伝えします。必ずしもすべてを解決できるものではありませんが、事業者・施設と一緒に考えて解決方法を考えたいと思います。相談員だけで解決できない問題は、解決できる場に結びつけます。



5 介護サービスの基盤整備

(1) 介護保険給付の充実

① 居宅介護サービスの充実

介護保険給付の基本は、居宅における自立であり、在宅で生活している要援護・要介護高齢者の方々の多様なニーズに対応し、利用者に満足していただけるよう介護度に応じた適切な居宅介護サービス内容の充実に努めます。

② 施設介護サービスの充実

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所、入院している要介護高齢者の方々が、人間としての尊厳を保ちながら、施設サービス計画に基づき、それぞれの希望に応じたサービスが受けられるようにサービス内容の充実に努めます。特に、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアを実現するため、ユニットケアを推進します。

また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備については、居宅介護サービス等を利用して在宅での生活継続が困難な重度の要介護者に対応できるよう、計画的な整備を進めます。

③ 介護予防サービスの充実

高齢者が要介護状態になるのを防ぐ（重度化の予防）、また要介護状態になっても現在より状態が悪化しないようにする（維持・改善を図る）ことを目的に、一人ひとりの状況に応じた適切な介護予防サービスの充実を図り、その方々ができる限り自立した生活を送れるように支援します。

予防サービスの具体的なメニューには、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等があり、通所あるいは訪問サービスとして利用者一人ひとりのニーズに応じて選択できるようにします。

④ 地域密着型（介護予防地域密着型）サービスの充実

身近な地域で、地域の特性に応じて多様で柔軟なサービス提供が可能となる地域密着型サービスの充実を図り、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるよう、支援していきます。

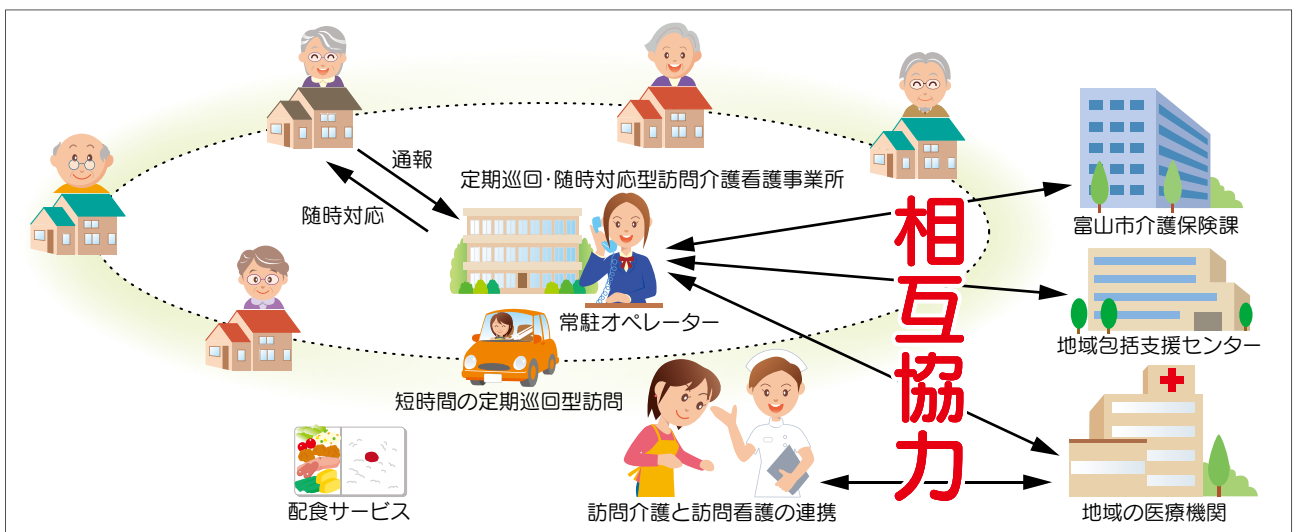
また、身近な地域で、生活機能の維持・向上の観点から、現在より状態が悪化しないようにする介護予防サービスを提供します。

⑤ 新たな介護サービスへの取り組み

今後、ますます増大する認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できるだけ住み慣れた自宅で暮らし続けることができるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスなどの新たなサービスの導入を図り、在宅での生活を支援するサービスの充実に努めます。

定期巡回・随時対応サービス

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）」について、平成23年度のモデル事業の内容を検証し、その導入について検討を行います。



複合型サービス

要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者への支援の充実を図るため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせる複合型サービスの導入について検討を行います。

(2) 介護サービス基盤の充実

① 特別養護老人ホームの整備促進

特別養護老人ホームについては、平成 26 年度における国の示した標準的な整備量（いわゆる参酌標準）を目指し、施設サービス利用者や要介護度認定者数などを踏まえて整備してきました。

参酌標準の撤廃により、今後は本市の高齢化の状況等、実情に合わせ、適切な整備を進めていきます。

また、生活環境の向上や家族が気兼ねなく訪ねられるよう、既存施設の改築を核とした、個室・ユニット型への転換を支援します。

② 地域密着型のサービス拠点施設の整備促進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、日常生活圏域（人口や地理的要件等を考慮して設定）内で、「通い」を中心として、要介護者の希望や様態に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを 365 日体制で提供する小規模多機能型居宅介護事業所や認知症グループホームなど地域での拠点施設の整備促進に努めます。

③ 介護療養型医療施設の転換支援

医療制度改革において、医療の必要性の高い患者は、医療療養病床で受け入れ、医療の必要性の低い患者は介護老人保健施設等で受け入れるように療養病床を再編することが示されています。

介護療養病床については、平成 29 年度末までに廃止されることとなっていることから、介護老人保健施設等への円滑な転換が図られるよう支援します。（参考）介護保険関連施設整備状況 → P82

